



法テラス江差通信

●お問い合わせ 法テラス江差法律事務所 (第61号)
TEL 050・3383・5563

罪を犯した未成年者について

未成年者の犯罪について、ごく最近、マスコミを賑わす事件がありました(なお、未成年者の犯罪の件数は10年前と比べて半減したとのデータがあります)。

このような未成年者が、どのような手続きにより処遇されるのか、ごく簡単に解説します。

成年者と異なり、未成年者は心身ともに発達途上にあるとみなされていることなどから、成年者の場合の刑事手続とは異なる取り扱いをされています。とはいえ、罪を犯したと疑われた当初は、未成年者であれ成年者であれ、被疑者として扱われ、必要があれば、未成年者でも逮捕・勾留されます。

警察などの捜査機関による捜査がおおむね終了した後で、成年者と未成年者での取り扱いが決定的に異なってきます。

成年者であれば、簡単な事件の終わり方もあるのですが、未成年者の場合は、捜査の結果として、犯罪の嫌疑があると捜査機関が判断した場合、例外なく家庭裁判所に事件が送られます。

そして、必要があれば、未成年者を少年鑑別所に送るなどの措置がとられることもあります。

家庭裁判所に事件が送られてから4週間以内に家庭裁判所で審判が行われ、未成年者に対する処遇が決まります。

不処分、保護観察(保護観察所の指導監督などを受ける)、少年院送致といった処遇がなされることが多いですが、悪質な事案や審判時に20歳以上になっている場合には、事件が検察官に送り返されます。

この場合、起訴されると、成年者と同様、被告人として扱われることになります。

未成年の犯罪と関係なくても、お問い合わせは、

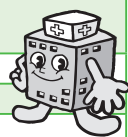
TEL 050・3383・5563 まで!
(法テラス江差 弁護士 板垣義二)



道立江差病院だより ☎52-0036

4月の外来診療日程

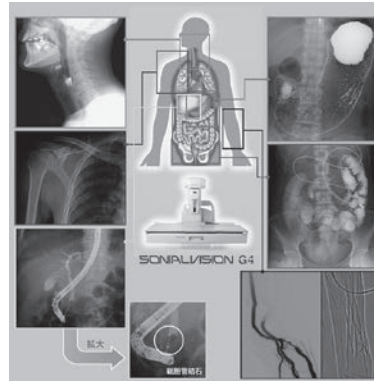
整形外科	午前	月曜日から金曜日
(整形外来は、完全予約制となっています。受診される方は予約が必要となりますので、事前にご連絡下さい。☎52-0036 内線112※電話での予約は13時から)		
循環器内科	午前 午後	月曜日から金曜日 月曜日と金曜日
消化器内科	午前 午後	月曜日から金曜日 火曜日と水曜日(水曜日は8日と22日)
呼吸器内科	午前 午後	金曜日 木曜日
外科	午前	月曜日から金曜日
小児科	午前	月曜日から金曜日
泌尿器科	午前 午後	月曜日から金曜日 水曜日
精神科	午前 午後	月曜日から金曜日 月曜日
産婦人科	午前	月曜日から金曜日
耳鼻咽喉科	午前 午後	1日・9日・14日・15日・23日 28日 8日・22日
眼科	午前 午後	9日・23日 1日・15日・22日
皮膚科	午前	火曜日
神経内科		3日・17日



新機器導入しました(放射線科)

最新の透視装置が導入されましたのでご紹介します。新装置は、島津製SONIALVISION G4(X線テレビシステム)といい、フラットパネルを搭載したフルデジタル装置です。従来機器よりも高画質データが安定して得られるようになりました。比較すればテレビのアナログ画像からデジタル画像に変わったように、画質が格段によくなりました。新装置では、従来機器に比べより画像が観察しやすく鮮明な表示ができ、このことによって、手技がよりスムーズに進み検査・治療時間の短縮につながります。加えて必要な造影剤の量も少なくてすみますので、患者さんにとってより負担が少ない機器であるといえます。また、撮影や透視に関しても高精度透視が可能であり以前は評価の難しかった細部に関しても画像上に描出することが可能です。また、当装置は2013年グッドデザイン賞を受賞しており、多様な検査や様々な検査環境において高画質の提供、被ばくの低減、使いやすさを追求した装置となっております。

検査時に心配事や疑問があれば当院スタッフにお尋ねください。



受付 8時～11時30分(初診の方は、9時から)
時間 13時～14時30分

※診療日は、予定であり変更になる場合もあります。
事前に病院に確認の上、受診してください。

